

脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準（案）に関する
意見公募の結果について

令和6年8月13日
経済産業省
イノベーション・環境局
GXグループ環境金融室

「脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準（案）」について、意見公募手続を実施しました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです（なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています）。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和6年5月8日（水）～令和6年6月6日（木）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、内閣官房のホームページへの掲載により周知を図り、e-Gov、郵送により御意見を募集。

2. 提出意見数等

提出意見数：239件

御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

3. 問い合わせ先

経済産業省イノベーション・環境局GXグループ環境金融室

	寄せられたご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>政府の方針を修正すべき</p> <p>政府の方針自体が要修正であり、これとの整合性をとることによって政策の方向性を誤る恐れがある 世界各国の状況をしっかりと分析して方針を再検討してもらいたい。政府の方針を修正することも検討すべ 政府の方針自体を修正し、科学的知見に基づき整合性をとるべきである。</p> <p>対象事業活動の条件の一つとして挙げられている、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略及びクライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク等との整合」ですが、このフレームワークの内容自体の見直しが必要と考えられます。例えば、「世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動問題への対応は今や人類共通の課題」としていますが、異常気象の発生状況、大規模な自然災害が増加するというエビデンスが示されていない。少なくとも日本ではそうならない。仮に増加しているとしても、「気候変動問題」の課題解決にカーボンニュートラル等が資するのかわからない状況です。本案件で、政府の方針を変更することはできないにせよ、見直しが必要なものに準拠することは違和感があります。</p>	<p>GX実現に向けた政府の方針は、総理を議長とするGX実行会議等で多様な立場を代表する有識者を交えて議論した内容を踏まえ、GXの実現を通して、2050年のカーボンニュートラルの国際公約の達成を目指すとともに、安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、さらには、我が国の産業構造・社会構造を革新し、将来世代を含む全ての国民が希望を持って暮らせる社会を実現すべく策定されたものです。引き続き、GX実行会議等での議論を踏まえつつ、GX実現に向けて取組を進めてまいります。</p>
2	<p>日本の経済成長に資するものにすべき</p> <p>「二酸化炭素の排出削減及び産業競争力強化・経済成長のいずれの実現も可能とする」のうち、特に、「我が国の産業競争力強化」「我が国の経済成長」の実現が確実なものに限定することが必要。外国、外資からの調達しかできないようなものは対象外とすべき。</p> <p>最優先は「我が国企業等が保有する新技術など」に絞るべきであり、脱炭素のために海外に資本が流出すべきではない。脱炭素化に必要な部材の調達のために海外に依存すべきではない。</p> <p>『GXに資する投資の成否が企業や国の競争力の成否を左右することに鑑み、我が国企業等が保有する新技術など、GXに資する技術の社会実装を行う』との表現があいまいであることから再考願う。より対象を明確にするため「日本国籍の企業や我が国の競争力」の向上とし、更に投資資金が国外へ流出してしまうことを回避するため、外国籍企業の活用や外資からの資材調達を制限することを明示すべきである。</p> <p>当該支援基準書に表示された「対象事業活動支援の対象となる事業者」の事業が、国益に資する事業であるべきで、外国資本株主に利益を付与するものであってはならない。又、一時的に設立された法人に資金を支援しても廃業されてしまっても構わない。</p> <p>今回の支援基準（案）についてですが、是非日本の中小企業や研究者に焦点が当たるような施策をお願いします。石油に頼らないエネルギー対策は資源の少ない日本にとって大変重要と考えています。最近日本中に張り巡らされている太陽光パネルは本当に大丈夫ですか？というの、植物を伐採し大地に太陽光を遮ることは自然、環境破壊につながります。また、風力発電の危険性はご承知と思いますが災害の多い我が国にとって不適切だと思います。日本国内で大気発電を発明した原大和氏や京都大学のフリーエネルギーを何故国策として取り込まないのでしょうか。日本のGDPが各国に追い抜かれ我々の給料は下がっています。再エネ賦課金、森林税、等負担ばかりが増えていきます。国民に負担をかけるのではなくお金がかからない方法を是非取り入れ、日本の産業の発展に力を注いでほしい。その為にも外資への投資、外資産業の優遇はやめて頂きたいと存じます。</p>	<p>GX推進機構における金融支援は、排出削減及び我が国の経済成長・産業競争力強化に資するものを対象とすることから、支援を行うに当たっては、我が国の経済成長・産業競争力強化への裨益の有無を確認してまいります。</p>
3	<p>排出削減の定義が曖昧である。</p> <p>『二酸化炭素の排出削減及び産業競争力強化・経済成長・・・』において排出削減の定義があいまいである。再生可能エネルギーとしながら、得るエネルギーより実装までに要するエネルギーの方が遥かに大きく、廃棄時においても更にエネルギーを必要とする設備が設置されてしまっていることは周知のとおりである。先人が植樹した樹木を切り倒すことにより二酸化炭素吸収を阻害するだけでなく、山の保水システムが破壊につながっていることもよく知られる通りである。実装による効果のみに注目せず、リスクを考慮することで「二酸化炭素排出削減」の定義を明らかにすることを望む。</p>	<p>二酸化炭素の排出については、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づき、産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素の大気中への排出についてを示しており、排出削減については、この排出量を削減する事業活動を指しています。</p>
4	<p>リスク補完の対象を再考すべき</p> <p>政府方針自体の修正が必要なレベルであるが故、「技術や需要、事業環境の不透明性が高い」ものを対象とすべきでなく、行う場合はリスクに対する補完体制を準備する。</p> <p>「日本の経済成長に資するもの」であるが、民間金融機関などでリスクを取り切れないケースで、かつ政府であればリスクを取り切れると言いきれるものに対象を限定すべき。政府にとってさえ「技術や需要、事業環境の不透明性が高く、リスクを取り切れると言えないものを対象とすべきでない。この部分は、政府方針自体の修正が必要である。</p>	<p>GX実現には、GX新技術の社会実装が必要である一方で、「技術や需要、事業環境の不透明性が高い」ことから、機構により支援することとしたものです。こうしたリスク補完を実施していくため、機構において、適材適所で有意な人材を配置するとともに、民間金融機関等の知見も活用しつつ、補完の対象を適切に審査を行ってまいります。</p>
5	<p>民間で取り切れないリスクとして、どういふものを想定しているのか。</p> <p>「GXに資する投資の中には、技術や需要、事業環境の不透明性が高く、民間金融機関等だけではリスクを取り切れないケースも存在することに鑑み、民間金融機関等が真に取り切れないリスクが存在し、そのリスク補完が必要であること」に関し、次の事項を教示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的にどのようなリスクを「民間で取り切れないリスク」として想定されているのか。なお、仮に「民間で取り切れないリスク」について、GX推進機構による保証で保証しただけの割合があり得る場合には（例えば5%、10%等の欠目）、民間金融機関としては「取り切れないリスク」を取ることはできないことに留意をいただきたい。「民間で取り切れないリスク」については、GX推進機構において100%保証しただけなければ、案件組成に支障が生じることを懸念している。 	<p>「民間で取り切れないリスク」の詳細については、個別の事案に応じて機構において判断されることとなりますが、例えば、需要変動リスク、技術リスク、完工・操業リスク等が考えられます。</p>
6	<p>「我が国企業等が保有する新技術など」という表現を具体化するべき</p> <p>「我が国企業等が保有する新技術など」に関し、次の事項を教示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような技術が「新技術」に該当し得るのにかに係る具体的な判断要件。 ・「など」に関し、日本企業が保有する技術・製品以外で、肯定的な評価を受けられると想定され得る要件。 ・当該基準を踏まえると、海外サプライヤーの技術・製品を導入するよりも、日本企業の技術・製品を導入する事業等のほうが、GX推進機構の支援を受けるうえで、肯定的な評価を受けやすいと理解しても問題ないか。 	<p>機構の支援対象となる「新技術など」の定義については、今後、具体的な案件に応じて、機構とともに検討してまいります。また、海外サプライヤーの技術等の使用により直ちに支援可否が判断されるものではありませんが、機構は、我が国の排出削減及び産業競争力強化・経済成長への裨益の観点から、支援可否を判断されていくものと考えています。</p>

<p>7 支援先の経営体制から外国人を排除するべき</p> <p>我が国の競争力強化・経済成長を確実にもたらせるよう、外資・外国人を排除した経営体制にすべき。日本人雇用拡大及び技術継承を視野に入れるべきではないか。</p> <p>経営陣のコミットメントや推進体制の具体的な要件が明示されており、事業者がどのように体制を整えるべきかが不明確であり、我が国の発展を目指すならば外資・外国人を排除した経営体制は必須。</p>	<p>GX推進機構における金融支援は、我が国における排出削減及び我が国の経済成長・産業競争力強化に資するものを対象とすることから、支援を行うに当たっては、我が国における排出削減及び経済成長・産業競争力強化への裨益の有無という観点から、支援先の経営陣のコミットメントや経営体制を含めて、支援事業を確認してまいります。</p>
<p>8 経営陣のコミットメントや推進体制について、何を求めるのか明確化するべき</p> <p>体制構築や経営陣のコミットメントについて、ガイドラインを示していただきたい。P3 1(3)で、「GXに資する投資の中に技術や需要、事業環境の不透明性が高く、民間金融機関等だけではリスクを取り切れないケースも存在する」との認識が示されている。一方でそうしたケースにおいては、経営陣がそうしたリスクを取って、事業遂行に向けたコミットメントをすることは困難であり、事業支援の申請を過度に抑制する方向に働きかねない。事業者の適切な経営・推進体制が確保されていることは当然必要だが、どの程度のものが必要なのかを定義が必要だと考える。</p>	<p>支援を行うに当たっての具体的な基準については、今後機構において検討されていくものと考えております。</p>
<p>9 利権誘導につながると懸念されるような支援は厳格に禁じるべき</p> <p>利権やキックバック、利益誘導に繋がると国民に懸念されるような支援は厳格に禁じるべきである。</p>	<p>機構において、一定規模以上の案件は外部の有識者が過半を占める運営委員会により支援可否を判断することや、支援決定の際、特別の利害を有する者の議決は排除し、支援可否を判断されていくこととなります。</p>
<p>10 他国に劣後しない支援を行うべき</p> <p>海外競合国の支援を広く調査し、競合国に対して劣後しない支援をする旨の追加いただきたい。日本だけでなく諸外国においてもGXに向けた政府支援が検討・実施されており、支援状況に大きな差がつかないよう、グローバルなGX市場において日本企業が劣後することになりかねないと危惧する。</p>	<p>GX推進にあたっては諸外国の政策を踏まえることが重要であり、機構が金融支援を十分実施できるような体制や措置を講じていきたいと考えております。</p>
<p>11 機構の借入れのファイナンスは、どのような形態を想定されているか。</p> <p>「法第六十五条第一項前段の規定による金融機関その他の者からの一時的な借入れ等により、対象事業活動に支障が生じないように十分な資金の確保を行うこと」に関し、「金融機関その他の者からの一時的な借入れ等」は、どのような形態のファイナンスを想定されているのか、教示いただきたい。</p>	<p>政府からの出資金を活用して金融支援の活動に充てていくこととなっています。その上で、「金融機関その他の者からの一時的な借入れ等」は、法第65条第1項前段の規定に基づく金融機関からの資金の借入れや、脱炭素成長型経済構造移行推進機構債の発行を想定しておりますが、具体的な形態については、個別の事案に応じて機構において判断されていくこととなります。</p>
<p>12 有識者・人材を偏りなく適切に選定すべき</p> <p>外部有識者の意見を聴取する際には、都合のいい意見を持った有識者に偏ることがないようにすべき。機構内部の人材確保の際には、特定の利権（再エネ業者等）に絡んだものは排除するよう、徹底が必要。広く一般から公募された人材を登用すべき。GX推進には巨額の資金が動くことが予想されるため、特定の利権に関わる人材は登用すべきではない。また、GX推進派だけでなく、必ず反対派のメンバーも加え賛否どちらの意見も国民がわかるようにすべき。</p> <p>外部有識者の意見を聴取をしたり、機構内部の人材確保の際には、特定の利権（再エネ業者等）に絡んでいたり、利益相反になる識者や、都合のいい意見を持った有識者に偏ることがないように公平公正な人選を徹底すべき。</p> <p>金融分野に限らず事業に明るい人材の登用も考慮されるべきではないか。脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第五十四条第四項には金融以外の業務も挙げられていることもあり、金融分野に限らず広く優秀な人材を確保することは金融支援業務のみならず、機構の他の業務にも資するところがあると考える。</p> <p>反対意見を持った人材を過半数以上のものを入れ。特定の利権（中国関係者、再エネ業者等）セキュリティクリアランス及び身元調査をしっかりと行い、参加時に関係無いことを契約を行い違反した場合は禁固刑以上の罰則規定を設けるべきである。</p>	<p>外部有識者の意見を聴取するに当たっては、GX実現に有意な意見を広く聴取するため、幅広い主体から適切に意見を聴取していきます。</p>
<p>13 意見聴取を行う外部有識者には、外部コンサルタントの起用を想定しているのか。</p> <p>「外部有識者の意見を積極的に聴取すること」に関し、次の事項を教示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外部有識者」に関し、外部コンサルタントの起用を想定されているのか。 ・仮に、外部コンサルタントを起用される場合には、国内の再生可能エネルギー案件においては、①ポロワーカウンセル、②レンダーカウンセル、③テクニカルコンサルタント（レンダー側もしくはIndependent）、④保険コンサルタント（レンダー側もしくはIndependent）、⑤会計税務コンサルタント（会計税務）の5つがベースとなり案件によってマーケットコンサルタントや環境コンサルタントの起用が行われているが、どのような外部コンサルタントの起用を想定されているのか。 ・外部コンサルタントの起用に関する具体的な判断基準があれば説明いただきたい。例えば、案件実績件数など。 	<p>外部コンサルタントも含め、機構が意見聴取を行う有識者の選定基準については、機構において、今後検討されていくものとなりますが、GX実現に有意な意見を広く聴取していくものと考えています。</p>
<p>14 人材育成対象者を限定すべき</p> <p>人材育成対象者は、日本国籍を有する者であることを必須条件とする。</p>	<p>GX推進機構は、我が国のGX実現を目的としていることから、人材育成にあたっては、GX実現にとって有意な人材は、その国籍によらず、対象となるものですが、機構の主目的に照らして、我が国のGXへの裨益の有無という観点を踏まえてまいります。</p>
<p>15 GX懐疑派・反対派とも協業すべき</p> <p>GX推進側だけでなく、GX懐疑派・反対派とも協業すべき。</p> <p>ステークホルダーとの連携で、GX推進が正義であるのか疑問であり、GX懐疑派の意見も積極的に採用して、真に正当な判断をするべきである。日本国民には、税制等で過大な負担を押し付けて、外資の参入を促し国の弱体化が進捗する懸念がある。重点を日本国に於き世界との調和を検討する事。</p> <p>GX推進側だけでなく、GX懐疑派・反対派とも協業すべき。外資は入れない！</p> <p>利益相反になるステークホルダーとの連携は疑問です。反対です。利益相反にならないようにすべき。やむをえない場合には、GX推進派と同割合以上のGX懐疑派・反対派とも協業すべき。</p>	<p>GX実現にあたっては、事業者、金融機関、その他の市民団体等との連携や理解が必要であることから、機構においては、多様なステークホルダーとの連携が行われていくものと考えています。</p>
<p>16 期待される効果以外も開示すべき</p> <p>情報開示の際には、期待効果だけでなく、可能性あるリスクも隠さず開示すべきで、事業者の役員構成、予定融資金額・スケジュール、Co2削減量見込み、経済成長への寄与率等も同様に共有すべき。</p> <p>推進をするにあたっての、可能性のあるリスクも記載し国民が良否をしっかりと判断できるようにするべきで適切に国民が判断出来るよう、正の情報だけでなく、負の情報も隠さず開示すること。</p> <p>経済成長への寄与分析の情報公開までやってしっかりと結果検証して頂きたい</p> <p>良い点だけでなくリスクも公表して偏る事のないよう考えて欲しいと思う。</p>	<p>機構において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律その他の法令に基づき必要な情報開示を行われていくものと考えておりますが、いただいたご意見を参考に機構とともに情報開示のあり方について検討してまいります。</p>

<p>17 支援案件の評価にあたって、具体的な内容を示すべき</p>	<p>支援決定した対象事業活動が社会・環境に及ぼす影響や効果の評価・発信方法については、個人や事業者に関する情報の取扱いには留意の上、今後、機構において具体化されていくものと考えております。</p>
<p>事業状況の評価・発信について具体的なガイドラインを示していただきたい。2（6）には「個人及び事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ」とあることから、事業状況の評価や発信にも、個人情報および企業秘密への配慮が示されていると理解。この点についてもう少し明確化していただくことで、発信者にとっても情報を得る一般国民にも実りある内容になると考える。</p>	
<p>18 東証1部の基準に準じた情報開示を行うべきである。</p>	<p>機構における具体的な情報開示の在り方については、本基準等を踏まえて、今後機構において検討されていくものと考えております。</p>
<p>対象事業活動の情報開示は、東証1部の開示基準に準ずるものとすべきであり、事業形態は株式会社とし、合同会社・合資会社は除外すべきである。</p>	
<p>19 機構が独立行政法人等情報公開法の対象であることを明記するべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、機構は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく対応が求められる法人になります。また、機構においては、同法に基づく対応のほか、機構HP等を通じて情報公開を一般に行うこととなる予定であるため、同法に基づく情報公開を含めて、「個人及び事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ情報公開を一般に行うことで国民に対する説明責任を果たすとともに」と規定させていただいたものです。</p>
<p>ここに記されている「個人及び事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ情報公開を一般に行うことで国民に対する説明責任を果たすとともに」という文章がGX推進機構がニュースリリースやサイトなどで自ら積極的にアピールするということを指しているのか、開示請求があった時の対応を指しているのか、それとも両方を含むのかは分かりませんが、いずれにしてもGX推進機構は「独立行政法人等情報公開法」の対象となっているはずですが、GX推進機構は対象だということを踏まえると、開示請求があった折にもきちんとした対応が求められるはずですが（個人・事業者の情報などで法律上の不開示要件に当たるものを不開示することは当然ありませんが）。ですから文中に「GX推進機構が独立行政法人等情報公開法の対象となっていることを踏まえ」のような一節を挿入することが望ましいかと思えます。</p>	
<p>20 脱炭素・地球温暖化防止の前提に根拠がない。</p>	<p>昨年7月に閣議決定された「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」において記されたとおり、世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動問題への対応は今や人類共通の課題となっております。このような認識に基づき、我が国においても2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年のカーボンニュートラル実現という国際的約束を掲げ、気候変動問題に対して国家を挙げて対応する強い決意を表明しており、GX実現に向けて、機構の金融支援を行ってまいります。</p>
<p>脱炭素の目的と地球の温暖化防止の前提について根拠がない。従って、脱炭素成長型経済構造移行推進への金融支援業務に反対する。</p> <p>1、地球が誕生した数億年前の地球は炭酸ガスや窒素等が99%といわれている。その後の長い経過を経て、地球上に水やバクテリアが生まれ、炭酸ガスの減少とともに植物が生まれて、原始的な生物が誕生している。地球の転変地変（火山爆発、地震、暴風等）の活動が続いた中で、地上や海中の動植物は地底に沈み、後に石油や石炭、天然ガスの元になった。</p> <p>2、その後、大気中の炭酸ガスの減少が進み、次第に酸素が増えて動植物の出現がみられる。そして、ようやく人類の祖先といわれる類人猿が誕生している。</p> <p>3、植物は光合成により、炭酸ガスを吸収し、酸素を排出していることは常識であるが、その結果、大気中の酸素が継続的に生まれ、炭酸ガスは水つまり川や湖、海水などにも溶け込んで減少してきた。人間や動物にとって住みやすい環境が整ってきたと言える。</p> <p>4、炭酸ガスを栄養にしてきた植物を動物や人類は食べて生きてきた。その証拠に全ての動植物は死後の姿は炭や骨となっている。焼却すれば炭化していることから分かる。</p> <p>5、脱炭素しなくても炭酸ガスは動植物の餌として、吸収され、人もその恩恵により生きています。大量に沈下した太古の動植物の堆積物は炭素化合物として役立っている。</p> <p>6、地球の寿命は当分心配する事はないと思えるが、誕生以来大気中の炭素ガスは減少を続けていて、我々が脱炭素の対策をすることには根拠がない。地球上では現在も海底火山や各地の活火山の活動で大量の炭酸ガスが供給され続けている。我々の活動で発生させる炭酸ガスの量はそれに比しても少ないと言われている。</p> <p>7、むしろ、炭酸ガスは食物連鎖を支える大切な栄養素でもあることを考えてください。脱炭素に多額な金を使うことは地球環境への無駄な政策である。冷静になって、目先のデータや現象に惑わされないことを提言する。</p> <p>そもそも脱炭素金融支援の前提「地球温暖化の主因はCO2排出量増大であり、それを減らせば地球温暖化は回避できる」自体が、決めつけに基づいています。この前提であるかぎり脱炭素に関する事業全てに反対です！！</p> <p>脱炭素の科学的根拠が薄いにも関わらず金融支援する意味がわかりません。日本独自で考えたとは思えず国連などから言われたからやりますというのは、日本の独立性（そもそも独立していないかも）を損なうことになると思えます。</p>	
<p>21 GXの定義を明確にすべき</p>	<p>脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）において、機構は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進することを目的として設立された法人です。同法第2条第1項において、「脱炭素成長型経済構造」とは、「産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造」とされており、二酸化炭素を対象に規定していることから、本基準においても、「二酸化炭素の排出削減」と規定したものです。</p>
<p>1の（2）の部分には、GXという用語について「二酸化炭素の排出削減及び産業競争力強化・経済成長のいずれの実現も可能とする経済構造への円滑な移行」を意味する旨が記してあります。「GX」の定義を「二酸化炭素の排出削減」と狭めて記載するのは間違っていると思います。せめて「温室効果ガスの排出削減」の語を使用すべきだと思います。「GX」という略語を使ってきたGX基本方針（2023年2月）でもGX推進戦略（2023年7月）においてもGXという用語を「二酸化炭素の排出削減」の意味と定めるような書きぶりはありません。この問題はGX推進機構の支援対象がどこまでどのように密接に関係してくると思います。（GX推進機構からは話が少し飛びますが）そもそも政府は「脱炭素化支援機構」を設立する時の大きな理由として、前身のグリーンファイナンス推進機構の場合、エネルギー対策特別会計を財源としているためエネルギー起源CO2の削減しか支援対象にできなかったことを挙げていました。それを脱炭素化支援機構へと衣替えをすることで吸収源やフロン対策なども支援できるという理屈を言っていたはずですが。そうしたことを勘案するところでGXを「二酸化炭素の排出削減」と定義すると、GX推進機構の支援対象も限定的になってしまうのではないのでしょうか？それともGX移行債はエネ特で扱ったことが法律上も決まっているので、フロンや吸収源対策などは支援対象から外れるということでしょうか？</p>	
<p>22 表記を見直すべき</p>	<p>本基準では、政府文書で使用されている用語を活用し、正確な記載を行うなど、できる限り分かりやすい記載にしております。</p>
<p>内容というよりも文書に対する意見ですが、日本の行政であれば日本語するべきです。「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」など、なぜ日本語を使わないのでしょうか。日本語ですと文字数半分で見えやすいです。</p>	
<p>脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務。なんと長ったらしい業務名だろうか。</p>	
<p>専門用語、アルファベット表記が多すぎて分かりにくい。国民が理解できるよう分かりやすい日本語の表現でお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>	

<p>23 脱炭素とGXを分離して考えるべき</p> <p>脱炭素をGXとは分離して考えるべきである。</p>	<p>GXは、化石エネルギー（石油、石炭等）中心の産業構造・社会構造から、クリーンエネルギー中心のものへ転換すること等を通じて、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素化の3つを同時に実現するという方針であり、GXと脱炭素と分けずに考える必要があります。</p>
<p>24 支援基準の内容について、反対派含めて、議論するべき。</p> <p>第一に、『推進賛成、反対の議論』を全くしない脱炭素金融支援に反対である。岸田政権は、WHO反対の国民2万人デモも無視、感染症対策推進のパブコメ199000件も完全無視。「粛々と進める」と発言。岸田政権は、『外国資本のために動く』これが私の見解である。よって『国民の声を無視する』『推進反対の意見を無視する』このような『岸田政権の対策』に反対である。 そして、パブリックコメントはほとんどの国民は知りません。知らされていないからです。閉じた空間でこっそりやるようなことはやめてください。広く国民にわかりやすい形で周知するようお願いいたします。</p>	<p>本基準の策定にあたっては、総理を議長とするGX実行会議において、多様な立場を代表する有識者による議論を経たものとなっており、引き続き国民の皆様のご理解が深まるよう、GX実現に向けた取組を進めてまいります。</p>
<p>25 金融支援にあたって、要炭素の分野における成長の可能性を否定するべきではない。</p> <p>脱炭素成長型経済構造への移行については、経済全体を脱炭素の方向にするのではなく、あくまで経済成長の可能性のある一分野という視点で取り組むべきであり、要炭素の経済分野にも成長の可能性があり、全否定すべきではないことを明記すべきである。</p>	<p>本基準は、現時点において技術的・経済的に脱炭素の水準に移行することが困難な産業・企業において、排出削減及び産業競争力強化・経済成長の同時実現を進めていくべく、機構が行う金融支援の基本的な考え方を示したことになります。</p>
<p>26 金融支援の財源が、国債である点を明記するべき。</p> <p>事業活動支援としての債務保証・出資・社債の引き受けについて、投資的な予算を充てるべきであり、当初の財源として国債を前提とするという視点を明記すべきである。</p>	<p>金融支援の財源がGX経済移行債である点は明記しておりませんが、債務保証等の金融支援の財源は、GX経済移行債により調達した資金であって、通常の産業投資とは異なることから、より深いリスクの補完を行うことが可能であるため、1（3）のとおり、機構が補完すべきリスクについて規定させていただいたものです。</p>
<p>27 支援先企業に対して、セキュリティクリアランスを求めるべき。</p> <p>対象事業活動に関しては、事業者のセキュリティクリアランスを確保すべきである。</p>	<p>支援を受ける事業者に求める要件については、今後、機構において具体化されていくものと考えておりますが、本基準において、機構が金融支援を行うにあたっては、支援先において適切な経営・推進体制が確保されていることを確認する旨を定めております。</p>
<p>28 機構による支援決定のスケジュールを説明するべき</p> <p>本年夏にGX推進機構の業務が開始されると理解しているが、具体的なGX推進機構による支援の決定に関するスケジュール感を説明いただきたい。</p>	<p>支援決定に至るまでのスケジュールについては、個別の事案に応じて異なることが予想されるほか、今後、機構において具体化されていくものと考えております。</p>
<p>29 債務保証業務の詳細を明らかにするべき</p> <p>「機構の対象事業活動支援（債務保証、出資及び社債の引受け）の対象となる対象事業活動は、次の（1）から（5）までに定める基準をいずれも満たすこととする」に関し、次の事項を教示いただきたい。 ・「債務保証」の具体的な保証割合。 ・JOGMEC（エネルギー・金属鉱物資源機構）による出資や債務保証との違い。例えば、対象事業の範囲や保証内容など。 ・支援対象事業の案件区別に応じた取扱件数や保証金額等の上限設定の有無。 仮に支援対象事業の案件区別に応じた取扱件数や保証金額の上限を設定する場合には、結果として取組支援に上限が設定されることとなり、支援に停滞を招く懸念があることから、入口段階における制約は設定しないことが望ましいと考えている。</p>	<p>ご指摘の事項については、今後、機構において、その詳細が検討されていくものと考えております。</p>
<p>30 金融支援決定にいたるまで市場規模等を総合的に勘案して優先順位の上対応することとされているが、その詳細を示すべき。</p> <p>「（前略）市場規模・削減規模、GXの推進に不可欠な国内供給の必要性並びに民間金融機関のみでは取り切れないリスクの度合い及びその内容等を総合的に勘案して優先順位を付けて（中略）検討を行うこと」に関し、次の事項を教示いただきたい。 ・「市場規模・削減規模」について、具体的な判断基準を明確にいただきたい。例えば、「電力市場等におけるCO2排出量の規模や、支援によるCO2削減の規模」などの文言に変更することが考えられる。 ・「優先順位を付けて」検討を行うとされているが、仮に優先順位が低いと判断された事業の事業者宛に、その検討状況に関する連絡はいただけるのか。例えば、事業者側で、審査プロセス中であるか、または、優先順位が低いと判断された結果、留保されている状況なのか把握することは可能か。</p>	<p>市場規模・削減規模の具体的な判断基準及び審査にあたっての具体的なプロセスについては、今後機構において検討されていくこととなると考えております。</p>
<p>31 値差支援等の認定を受けていると機構の支援を受けやすくなるのか明らかにするべき。</p> <p>既存燃料との値差に着目した値差支援/価格差支援や、大規模需要創出などに向けた拠点整備支援制度に関連して、これら値差支援/価格差支援や拠点整備支援の認定を受けている事業は、相対的にGX推進機構からの支援も受けやすいという理解でよいか。</p>	<p>値差支援等の認定の有無により直ちに機構の支援可否が判断されるものではなく、個別の事案に応じて機構において支援可否を判断していくこととなります。</p>
<p>32 機構は、既存政府系機関との連携が必要となる案件が発生した場合、連携・調整するべき。</p> <p>支援対象業務において政府関係機関との連携が必要となる案件が発生した場合には、GX推進機構が政府関係機関との連携・調整の対応をいただくと理解してよいか。</p>	<p>2（5）②のとおり、政府関係機関との連携してまいります。</p>
<p>33 GX推進機構と他機関の役割分担について</p> <p>「我が国のグリーン・トランスフォーメーション実現に向けて」（第10回GX実行会議資料1）によると、アジアへのGX展開もGX推進機構による金融支援業務の対象となり得ると理解しているが、次の事項について教示いただきたい。 ・すでに政府関係機関（日本貿易保険等）が行っている業務とのすみわけ。 ・国際協力銀行が「政府関係機関」に含まれていない理由。</p>	<p>機構と既存の政府関係機関については、今後、具体的な案件に応じて協力していくことを想定しております。また、国際協力銀行についても、「政府関係機関」として連携し、効率的かつ効果的に支援を行ってまいります。</p>

<p>34 支援基準中の表現について見直すべき</p>	
<p>・ 5 ページの 1 行目「法」は、どの法律を指すのか？</p>	<p>ご指摘を踏まえ、指し示す法律を明確にするべく、修正させていただきました。</p>
<p>・ 7 ページの 6 行目「民間金融機関等」と同 7 行目「民間金融機関に加えて、・・・の政府関係機関」とは、同じものであると理解してよろしいか？</p>	<p>7 ページの 6 行目「民間金融機関等」は、民間金融機関や政府系金融機関を意図したものであって、同 7 行目「民間金融機関に加えて、・・・の政府関係機関」とは異なるものを意図したものです。</p>
<p>・ 2 ページの 2 行目「脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）」は「機構」のほうがよい。脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第 20 条の規定と重複するから。</p>	<p>2 ページの 2 行目の「脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）」については、本基準中の「機構」が指す対象を明確とするため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第 20 条の規定とは別に規定させていただきました。</p>
<p>・ 8 ページの 5 行目「もの」は、前段のどの記載を指すのか？</p>	<p>8 ページの 5 行目「もの」は、本基準中の「対象事業活動支援」（法第 57 条第 1 項）や、「対象事業活動」（法第 54 条第 1 項第 4 号）を指すものです。</p>